

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の代替家屋に係る固定資産税の特例適用申告書

令和 年 月 日

様

申告者（所有者）住所 _____

申告者（所有者）の氏名（名称） _____ ㊞

電話番号 _____

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして家屋を取得し、又は当該家屋を改築したので、地方税法附則第56条第11項の規定に基づく減額について、次のとおり申告します。

(納税義務者) 所有者	住所	<input type="checkbox"/> 申告者の住所と同じ							
	氏名又は名称	被災家屋の所有者との関係 (_____)							
	個人番号又は法人番号								
代替家屋 (新家屋)	所在地	浦安市							
	家屋番号		床面積		m ²				
	共有持分		種類						
	取得・改築年月日		年		月		日	構造	
	取得・改築の状況	<input type="checkbox"/> 新築家屋の取得 <input type="checkbox"/> 中古家屋の取得 <input type="checkbox"/> 被災家屋の改築 <input type="checkbox"/> その他 (_____)							

被災家屋 (旧家屋)	所有者の氏名又は名称						
	住所表示						
	所在地	浦安市 (家屋番号)					
	種類		床面積		m ²	共有持分	
	り災程度						
	処分方法	<input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> その他 (_____) _____ 年 月 日 処分					

1. 「代替家屋」とは、東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得した家屋、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該家屋をいう。
2. 「被災家屋」とは、東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋をいう。

軽減面積	m ²	令和 年 月 日	
------	----------------	----------	--

◎ 特例の内容と適用要件

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の代替家屋に係る固定資産税の特例の内容と適用にあたっての要件は、以下のとおりです。

1 特例対象者

- (1) 被災家屋の所有者（被災家屋が共有物の場合は、その持分を有する者）
- (2) 被災家屋の所有者に相続が生じたときの相続人等
- (3) 被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により設立された法人等
- (4) 被災家屋の所有者と同居している3親等内の親族

※震災時に借家住まいで、震災後に家屋を取得された場合は、本特例の対象にはなりません。

2 被災家屋要件

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋で、解体又は売却等の処分をしていることが必要です

3 特例対象家屋要件

- (1) 被災家屋の代わりとして取得した家屋（原則として被災家屋と種類が同一で使用目的又は用途が同一のもので、代替家屋であると市長が認めるものに限りま。）
- (2) 被災家屋を改築した場合は、改築後の家屋

4 取得期間

平成23年3月11日から令和3年3月31日までの間に取得された家屋。

なお、被災家屋も上記の期間内に処分されていることが要件となります。

5 特例の内容

固定資産税の被災家屋のうち処分した床面積相当部分に係る税額について、取得の翌年から4年度分固定資産税が2分の1に相当する額を減額します。その後2年度分の固定資産税が3分の1に相当する額を減額します。

被災家屋の処分が、代替家屋取得の翌年以降に行われた場合、特例期間は短縮されます。

◎ 添付書類

- 1 家屋が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類、「り災（被災）証明書の写し」
 - ・被災家屋が代替家屋と同一の市町村内にある場合は不要です。

- 2 被災家屋の所有を確認できる書類、「平成23年度固定資産税記載事項証明書」

- ・被災家屋が代替家屋と同一の市町村内にある場合は不要です。
- ・被災家屋が課税台帳に登録されていない場合は、被災家屋の所有を確認できる書類が必要です。

- 3 被災家屋の処分を確認できる書類、「解体証明書」・「売買契約書」等の写し

- ・申告される市町村で既に処分の確認が取れている場合は不要です。

- 4 代替家屋の所有者が、被災家屋の所有者の相続人、又は被災家屋の所有者と同居する3親等内の親族又は、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人であることを証する書類

- ・相続人、又は1親等内の親族の確認書類、「戸籍謄本」の写し
- ・被災家屋の所有者と同居する3親等内の親族の確認書類、「戸籍謄本」・「住民票」の写し
- ・合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人の確認書類、「法人の登記簿謄本」の写し

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

※ 必要に応じて被災家屋の所在する市町村へお問合せいただく場合があります。